

# 独立行政法人経済産業研究所職員給与規程

〔平成13年4月1日〕  
規程第3号

改正 平成13年 5月 1日 平成13・04・19 独経研第 2号  
改正 平成14年 1月 7日 平成13・12・27 独経研第 4号  
改正 平成14年 11月 29日 平成14・11・19 独経研第 4号  
改正 平成15年 12月 1日 平成15・11・13 独経研第 2号  
改正 平成17年 7月 7日 平成17・07・06 独経研第 4号  
改正 平成17年 12月 1日 平成17・11・28 独経研第 2号  
改正 平成18年 3月 31日 平成18・03・30 独経研第 1号  
改正 平成19年 3月 30日 平成19・03・28 独経研第 1号  
改正 平成19年 11月 30日 平成19・11・30 独経研第 4号  
改正 平成20年 4月 1日 平成20・03・31 独経研第 16号  
改正 平成20年 9月 22日 平成20・09・19 独経研第 3号  
改正 平成20年 11月 1日 平成20・10・31 独経研第 11号  
改正 平成21年 12月 2日 平成21・12・ 2 独経研第 5号  
改正 平成22年 4月 1日 平成22・03・25 独経研第 5号  
改正 平成22年 9月 1日 平成22・08・27 独経研第 5号  
改正 平成22年 12月 1日 平成22・12・ 1 独経研第 5号  
改正 平成23年 3月 31日 平成23・ 3・25 独経研第 9号  
改正 平成24年 3月 30日 平成24・ 3・19 独経研第 8号  
改正 平成25年 3月 29日 平成25・ 3・25 独経研第 19号  
改正 平成27年 1月 30日 平成27・ 1・23 独経研第 10号  
改正 平成27年 3月 27日 平成27・ 3・26 独経研第 7号  
改正 平成28年 3月 1日 平成28・ 2・25 独経研第 5号  
改正 平成29年 2月 28日 平成29・ 2・20 独経研第 8号  
改正 平成29年 5月 31日 平成29・ 5・30 独経研第 4号  
改正 平成30年 1月 31日 平成30・ 1・25 独経研第 5号  
改正 平成30年 3月 30日 平成30・ 3・26 独経研第 1号  
改正 平成30年 6月 20日 平成30・ 6・19 独経研第 10号  
改正 平成30年 7月 19日 平成30・ 7・12 独経研第 3号  
改正 平成31年 2月 12日 平成31・ 2・ 4 独経研第 11号  
改正 令和元年 6月 28日 令和元 ・ 6・24 独経研第 8号  
改正 令和2年 2月 28日 令和2 ・ 2・26 独経研第 8号

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の研究所

職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 2 項に規定する研究所職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

- 2 職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮して定めるものとする。
- 3 この規程は別に定める「研究職員等給与規程」が適用される者、任期付職員及び契約に別の定めのある職員については適用しない。任期付職員の給与については、個別の契約に定める。
- 4 この職員給与規程は、研究所の業務の実績を考慮し、かつ社会の一般の情勢に適合したものであるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 職員の給与は、本俸及び諸手当とする。

2 諸手当は、次のとおりとする。

- 一 扶養手当
- 二 管理職手当
- 三 職務手当
- 四 超過勤務手当
- 五 休日給
- 六 地域手当
- 七 住居手当
- 八 管理職員特別勤務手当
- 九 通勤手当
- 十 単身赴任手当

## 第 2 章 給与の決定、計算及び支払い

（給与の支給）

第 3 条 職員の給与は、職員の指定する本人名義の口座への振込むことによって支払う。ただし、職員が希望した場合は、通貨によって直接職員に支払う。

2 法令等に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払うものとする。

（給与の支給日）

第 4 条 職員の給与の支給定日は、毎月 18 日とし、その月額を全額を支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。

（本俸の決定）

第 5 条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表 1 の本俸月額表によりその月額を定めて、これを支給する。

（初任本俸の基準）

第6条 新たに採用した者の初任本俸は、学歴、資格、職歴及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇給)

第7条 昇給は、職員各人の人事評価に基づいて年1回行う。

2 職員が昇給したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

3 第10条の2に規定する職員のうち55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、人事評価期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給したときにおいて受ける号俸等は、別に定める。

(職務の等級)

第8条 職員の職務は本俸月額表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の標準的な職務の内容は次のとおりとする。

標準的な職務	職務の等級
特に重要な業務を所掌するディレクター及び研究コーディネーター	1等級
重要な業務を所掌するディレクター、研究コーディネーター及び副ディレクター	2等級
副ディレクター及びマネージャー	3等級
マネージャー、チーフ、チーフセクレタリー、特に困難な業務を所掌するスタッフ	4等級
困難な業務を所掌するスタッフ、セクレタリー	5等級
前各職務に掲げる以外のスタッフ、セクレタリー	6等級

(昇格)

第9条 昇格は、職員の格付けられた能力等級が必要とする職務遂行能力を十分満たし、直近上位の等級に格付けすることが適当と認められる場合に行う。

2 前項によるほか、能力、知識、経験又は業績が特に優秀と認められる場合には、理事長が特別に昇格させることができる。

3 職員が昇格したときにおいて受ける号俸等は別に定める。

(降格)

第9条の2 職務遂行能力が著しく低下し、若しくは不足していると認められるとき、勤労意欲を著しく喪失したと判断されるとき、又は、就業規則第54条の懲戒に該当する行為があったときは、理事長は当該職員を降格することができる。

(扶養手当)

第10条 職員のうち扶養親族を有する者には、扶養手当を支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、別表1本俸月額表にある1等級の適用を受ける職

員に対しては、支給しない。

- 2 扶養親族は次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
  - 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 満 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
  - 三 満 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
  - 四 60 才以上の父母及び祖父母
  - 五 満 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
  - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（別表 1 本俸月額表にある 2 等級の適用を受ける職員にあっては、3,500 円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 才に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前項に規定するものの他、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

#### （管理職手当）

第 10 条の 2 管理職手当は、1 等級、2 等級、3 等級のうち、ディレクター、研究コーディネーター及び副ディレクターに対して支給する。ただし、当該職員が、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときを除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。

- 2 管理職手当の額は、次の各号に定める額とする。

前項に掲げる職務にある職員	1 等級	111,200 円
	2 等級	93,900 円
	3 等級	86,000 円

#### （職務手当）

第 11 条 職務手当は、3 等級、4 等級のうち、マネージャー及びチーフに対して支給する。ただし、当該職員が、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときを除く。）には、その月の職務手当は支給しない。

- 2 職務手当の額は、次の各号に定める額とする。

前項に掲げる職務にある職員	3 等級	34,400 円
	4 等級	27,000 円

(給与の日割計算)

第12条 月の途中で、異動を生じたときの職員の本俸、扶養手当、管理職手当、職務手当、地域手当、住居手当及び通勤手当の月額、発令の日及び異動の届出の日より起算し、その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算により計算した額とする。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が、理事長の承認を得て研究所の業務以外の業務に従事するためにその勤務時間をさく場合においては、前項の規定にかかわらず、給与を減額しあるいは減額しないで支給することができる。

(超過勤務手当及び休日給)

第14条 超過勤務手当は、就業規則に定める休日以外の日に、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給し、その支給額は所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

ただし、就業規則に定める休日以外の日に、所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

2 就業規則に定める休日に勤務することを命ぜられた職員(休日の振替を行った場合を除く。)には、休日に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、休日給として支給する。

3 前2項の規定は、第10条の2の職務にある職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額、職務手当の月額及び本俸月額に対する地域手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(地域手当)

第16条 地域手当は、本俸、扶養手当、管理職手当、職務手当、の月額合計額に100分の14の割合を乗じて得た額を月額として支給する。

(住居手当)

第17条 自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）には次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額が100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

- 一 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から16,000円を控除した額
- 二 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 2 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が住居するための住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（国等からの出向者等であって、国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、第1項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額を支給する。（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。）
- 3 第1項及び第2項の規定は配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第10条に規定する扶養親族で同条第5項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受けて居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している場合には適用しない。
- 4 前3項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項については別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第10条の2の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で第14条第2項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 第2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、一月 55,000 円を上限とし、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、経済的かつ合理的と認められる通勤路線及び方法で登録された通勤経路による通勤に要する運賃等に相当する額を次の各号により算出し1ヶ月を単位として支給する。

一 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる通用期間のうち6ヶ月を超えない範囲での最長期間の定期券（等級の区分があるときは、最低の等級による）の価額を当該定期券の通用期間で除して得た1ヶ月あたりの額

二 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間について通勤21回分の運賃等であって最も低廉となるもの

三 通勤のため自動車その他交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員の場合、自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）に応じ、1ヶ月あたりそれぞれ次に定める額を支給する（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）。

イ 使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100 円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000 円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900 円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800 円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700 円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600 円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400 円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200 円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000 円

オ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800 円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600 円

2 通勤距離又は最寄駅までの距離片道1キロメートル未満のものについては、支給しない。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないことになるときは、その月の通勤手当は支給しない。

(単身赴任手当)

第20条 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照

らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算出した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が、別に定める距離以上である職員にあってはその額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて、別に定める額を算出した額）とする。
- 3 国家公務員であった者又は国等の機関の職員等であった者から引き続きこの規程の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要であると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に決定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者の給与）

第21条 職員が業務上又は通勤により傷病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 業務上又は通勤による行方不明に係る休職のときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満2年に達する迄は基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が前3項以外の心身の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達する迄は基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 5 研究、共同研究及び業務外又は通勤によらない行方不明による休職は、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び賞与のそれぞれ100分の70以内を支給する。
- 6 職員が刑事事件に関し起訴されたため休職を命ぜられたときは、その休職の期間中これに基本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 7 職員が休職して兼職する場合は、給与を支給しない。
- 8 第1項から第5項までに定める職員が当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日以前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは当該各項の例による額の



賞与を支給することができる。

- 9 第1項から第5項までに定める賞与の額は、国家公務員の退職者の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額とする。

(介護部分休業者の給与)

第22条 職員介護休業規程第12条の規定に基づき介護部分休業を取得した職員には、その期間の勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 介護部分休業を取得した職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護部分休業を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務した期間とみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 3 前各項に規定するもののほか、介護部分休業取得者の給与について必要な事項は別に定める。

(育児部分休業者の給与)

第23条 職員育児休業等規程第12条の規定に基づき育児部分休業を取得した職員には、その期間の勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 育児部分休業を取得した職員が再び勤務するに至った場合には、当該育児部分休業を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務した期間とみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 3 前各項に規定するもののほか、育児部分休業取得者の給与について必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業者の給与)

第23条の2 職員が配偶者同行休業している期間については、給与を支給しない。

### 第3章 賞与

(賞与)

第24条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。ただし、職員が基準日1ヶ月以内に理事長の要請に応じ退職して、引き続き国家公務員等となった場合は、賞与は支給しない。

- 2 賞与の支給を受ける職員は、基準日現在において、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給退職者

二 育児休業者（職員育児休業等規程第3条の規定に該当している職員をいう。）

ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

二の二 介護休業者（職員介護休業規程第3条の規定に該当している職員をいう。）

ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る賞与を支給する。

二の三 配偶者同行休業者（配偶者同行休業規程第2条の規定に該当している職員をいう。）

三 刑事休職者（就業規則第36条第1項第四号の規定に該当する職員をいう。）

四 停職者（就業規則第54条第三号の規定に該当する職員をいう。）

3 賞与の額は、それぞれの基準日現在において、職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（表1の等級の欄に該当する職員にあっては、その額に本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額並びに本俸の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額にそれぞれ表2に定める職務加算率を乗じて得た額を加算した額）を基礎として国家公務員の例に準じて理事長が定めた基準に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表3に定める割合を乗じて得た額に勤務成績を参酌して0.8から1.2の間の率を乗じて理事長が定めた額とする。

なお、在職期間は、職員給与規程の適用を受ける職員として在籍した期間から前項各号に掲げる職員として在籍した期間を除算した期間とする。ただし、休職（給与規程第21条第1項の適用を受ける休職者であった期間を除く）又は育児休業にされた期間については、その2分の1とする。

表1 職員の本俸に対する加算率

等級	管理職加算率
1等級、2等級のディレクター・研究コーディネーター・副ディレクター	100分の20
3等級の副ディレクター	100分の15
3等級、4等級のマネージャー・チーフ	100分の10
4等級のうち別に定める職員	100分の5

表2 管理監督の地位にある職員の本俸の月額に対する割増率

等級の区分	職務加算率
1等級	100分の25
2等級	100分の15
3等級	100分の10

(注) 第10条の2に掲げる職務にある職員に適用する。

表3 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80

3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 4 国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体又は国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号以下単に「法」という。）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等に使用される者（以下「国家公務員等」という。）が引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して賞与を支給するときは、その国家公務員等として在職した期間は、この規定の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。
- 5 賞与は、基準日 6 月 1 日は 6 月 30 日に、基準日 12 月 1 日は 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。

#### 第 4 章 雑則

##### （端数の処理）

第 25 条 この規定により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

##### （施行細則）

第 26 条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別にこれを定める。

附 則（平成 13・04・01 独経研第 1 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13・04・19 独経研第 2 号）

この規程は平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13・12・27 独経研第 4 号）

この規程は平成 14 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 14・11・19 独経研第 4 号）

1. この規程は平成 14 年 11 月 29 日から施行し、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 24 条の改正後の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 14 年 12 月 10 日に支給する賞与に関する特例措置として、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 106 号）附則 5 の規定を準用する。

附 則（平成 15・11・13 独経研第 2 号）

- 1 この規程は平成15年12月1日から施行する。ただし、第16条の改正後の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成15年12月10日に支給する賞与に関する特例措置として、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第141号）附則5の規定を準用する。

附 則（平成17・07・06 独経研第4号）

この規程は平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成17・11・28 独経研第2号）

- 1 この規程は平成17年12月1日から適用する。
- 2 平成17年12月9日に支給する賞与に関する特例措置として、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第113号）附則第5条の規定を準用する。

附 則（平成18・03・30 独経研第1号）

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19・03・28 独経研第1号）

この規程は平成19年4月1日から施行する。ただし、第10条の2及び第11条の額について、平成19年3月31日にこの職員給与規程の適用を受けている職員にあっては、本俸月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 一 第11条第1項第一号に掲げる職務にある職員 | 100分の20 |
| 二 第11条第1項第二号に掲げる職務にある職員 | 100分の8  |

附 則（平成19・11・30 独経研第4号）

この規程は、平成19年11月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20・03・31 独経研第16号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20・09・19 独経研第3号）

この規程は、平成20年9月22日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成20・10・31 独経研第11号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21・12・2 独経研第5号）

この規程は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

ただし、第17条及び第19条の改正後の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成22・3・25 独経研第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22・8・27 独経研第5号）

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成22・12・1 独経研第5号）

1. この規程は、平成22年12月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
ただし、第14条第1項の改正後の規定は、平成23年4月1日から適用する。
2. 第10条の2に規定する職員のうち55歳を超える職員（対象となる職員の始期については、55歳に達した日後の最初の4月1日）については、平成22年12月1日から当分の間、俸給及び職務手当の支給に当たっては、月額に100分の1.5を乗じて得た額を減ずることし、その終期については「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）において当該規定に関する改正があった場合、これを準用する。

附 則（平成23・3・25 独経研第9号）

1. この規程は平成23年4月1日から施行する。
2. 独立行政法人経済産業研究所在外職員給与規程（平成13年4月1日規程第5号）は廃止する。
3. 子女教育手当支給に関する細則（平成13年4月1日細則第5号）は廃止する。
4. 在外職員の住居手当支給に関する細則（平成13年4月1日細則第6号）は廃止する。
5. 在外職員の扶養親族の経費自己負担による一時帰国について（平成13年4月1日通達第6号）は廃止する。
6. 在勤本俸・在勤加俸及び配偶者手当の支給期間について（平成13年4月1日通達第7号）は廃止する。

附 則（平成24・3・19 独経研第8号）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
2. 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間（以下「特例期間」という。）に支給する毎月の給与については、平成24年4月1日付施行の「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）第9条の規定を準用し、本俸月額に支給に当たっては、本俸月額1～2等級の適用を受ける職員は100分の9.77を、3～4等級の適用を受ける職員は100分の7.77を、5～6等級の適用を受ける職員は100分の4.77の割合を乗じて得た額を減ずることとする。また、第10条の2に規定する管理職手当の支給に当たっては、同条に規定する

等級の適用を受ける職員は職務手当に100分の10の割合を乗じて得た額を減ずることとする。

3. 第15条及び第16条に規定するそれぞれの額の算出に当たっては、前号の規定に基づく減額後の額を基礎とする。

4. 特例期間中の第24条に規定する6月及び12月の賞与の支給に当たっては、当該職員が受けるべき賞与の額に100分の9.77の割合を乗じて得た額を減ずることとする。

附 則（平成25・3・25 独経研第19号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27・1・23 独経研第10号）

この規程は、平成27年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27・1・23 独経研第10号）

この規程は、平成27年2月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27・3・26 独経研第7号）

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則（平成28・2・25 独経研第5号）

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29・2・20 独経研第8号）

この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29・5・30 独経研第4号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30・1・25 独経研第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30・3・26 独経研第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30・6・19 独経研第10号）

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

附 則（平成30・7・12 独経研第3号）

この規程は、平成30年7月19日から施行する。

附 則（平成31・2・4 独経研第11号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元・6・24 独経研第8号）

1. この規程は、令和元年7月1日から施行する。
2. 令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の第10条第1項ただし書の規定は適用せず、改正後の同条第3項の規定の適用については、同項中「2等級」とあるのは「1等級及び2等級」とする。

附 則（令和2・2・26 独経研第8号）

1. この規程は、令和2年3月1日から施行し、令和元年4月1日から適用する。  
ただし、第17条の改正後の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

## 独立行政法人経済産業研究所本俸月額表

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
1	495,000	389,800	335,100	241,200	200,600	144,900	66	604,500	512,800	464,300	372,900	321,400	234,600
2	497,500	392,300	337,900	243,400	203,300	146,400	67	605,300	513,700	465,400	374,200	322,900	235,500
3	499,900	394,800	340,700	246,000	205,900	147,900	68	606,000	514,600	466,400	375,300	324,400	236,600
4	502,400	397,300	343,200	248,300	208,500	149,400	69	606,700	515,500	467,400	376,400	325,800	237,600
5	504,800	399,800	345,700	250,800	211,000	150,800	70	607,400	516,400	468,400	377,600	327,300	238,600
6	507,300	402,100	348,400	253,000	213,500	152,400	71	608,100	517,300	469,400	378,600	328,800	239,600
7	509,600	404,400	351,100	255,500	216,000	153,900	72	608,800	518,100	470,400	379,600	330,200	240,500
8	511,900	406,800	353,700	257,800	218,500	155,400	73	609,500	518,800	471,400	380,500	331,600	241,600
9	514,200	409,300	356,400	260,300	221,000	156,900	74	610,200	519,600	472,400	381,400	333,000	242,800
10	516,600	411,900	359,000	263,100	223,500	158,800	75	610,900	520,400	473,200	382,300	334,400	244,000
11	518,800	414,400	361,600	265,700	225,700	160,600	76	611,500	521,100	474,100	383,900	335,800	245,000
12	521,200	416,800	364,100	268,300	227,800	162,500	77	612,100	521,800	475,000	384,800	337,200	246,100
13	523,600	419,400	366,700	271,000	230,000	164,500	78	612,700	522,500	475,900	385,700	338,600	247,200
14	525,800	421,900	369,300	273,400	232,200	166,600	79	613,300	523,200	476,700	386,700	339,900	248,300
15	528,100	424,400	371,800	275,700	234,300	168,900	80	613,900	523,900	477,500	387,500	341,300	249,500
16	530,300	426,900	374,300	278,300	236,100	171,100	81	614,500	524,600	478,100	388,500	342,500	251,300
17	532,600	429,400	376,700	281,000	238,200	173,400	82	615,000	525,200	478,800	389,400	343,900	252,400
18	534,900	431,900	379,200	283,400	240,000	175,400	83	615,500	525,800	479,500	390,300	345,300	253,600
19	537,200	434,400	381,700	286,000	242,100	177,400	84	616,000	526,400	480,200	391,200	346,700	254,700
20	539,500	436,900	384,100	288,400	243,900	179,300	85	616,500	527,000	480,900	392,100	348,100	255,800
21	541,800	439,300	386,600	290,900	245,800	181,000	86	617,000	527,600	481,600	392,800	349,400	257,000
22	544,100	441,700	389,100	293,200	247,600	182,600	87	617,400	528,100	482,200	393,700	350,700	258,100
23	546,200	443,800	391,500	295,800	249,500	184,200	88	617,800	528,600	482,800	394,500	352,000	259,100
24	548,400	446,000	393,900	298,400	251,000	185,800	89	618,200	529,100	483,400	395,300	353,300	260,100
25	550,600	448,300	396,300	300,900	252,800	187,300	90	618,600	529,500	483,900	396,100	354,600	261,200
26	552,600	450,700	398,600	303,400	254,600	188,900	91		529,900	484,400	396,900	355,900	262,000
27	554,600	453,100	401,000	305,900	256,300	190,500	92		530,300	484,900	397,700	357,200	263,100
28	556,600	455,300	403,300	308,500	258,100	192,000	93		530,700	485,400	398,500	358,500	264,000
29	558,700	457,300	405,500	311,000	259,800	193,400	94		531,100	485,800	399,300	359,700	265,100
30	560,700	459,300	407,700	313,600	261,500	194,700	95		531,500	486,200	400,100	360,900	266,100
31	563,000	461,300	409,800	316,100	263,200	196,000	96		531,900	486,600	400,700	362,100	267,200
32	564,600	463,300	411,700	318,600	264,900	197,300	97			487,000	401,400	363,300	268,200
33	566,400	465,100	414,300	321,100	266,800	198,500	98			487,400	402,100	364,500	269,300
34	568,100	467,000	416,000	323,500	268,700	199,800	99			487,800	402,800	365,600	270,200
35	569,800	468,800	417,800	325,700	270,400	201,100	100			488,200	403,500	366,700	271,300
36	571,500	471,400	419,600	327,600	272,200	202,400	101			488,400	404,200	367,500	272,000
37	572,900	473,200	421,300	329,400	274,000	203,700	102			488,800	404,900	368,500	273,000
38	574,200	475,100	423,100	331,100	275,800	204,900	103			489,200	405,600	369,500	273,900
39	575,500	476,700	425,000	332,900	277,400	206,200	104			489,600	406,300	370,500	274,900
40	576,900	478,200	426,900	334,700	279,200	207,400	105			490,000	407,000	371,500	275,800
41	578,300	479,800	428,600	336,400	280,900	208,600	106			490,400	407,500	372,500	276,800
42	579,600	481,700	430,400	338,200	282,600	209,800	107			490,800	408,200	373,500	277,800
43	580,900	483,200	432,100	340,000	284,300	211,100	108			491,200	408,900	374,500	278,800
44	582,200	484,700	433,800	341,700	286,100	212,400	109			491,600	409,600	375,500	279,800
45	583,500	486,300	435,500	343,400	287,900	213,700	110			492,000	410,300	376,500	280,800
46	584,700	488,000	437,200	345,000	289,600	214,900	111			492,400	411,000	377,500	281,600
47	585,900	489,500	438,900	346,500	291,300	216,200	112			492,800	411,700	378,500	282,600
48	587,100	490,900	440,400	348,100	293,000	217,300	113			493,200	412,400	379,500	283,600
49	588,300	492,300	442,000	349,700	294,700	218,400	114			493,600	413,100	380,500	284,600
50	589,400	493,700	443,500	351,300	296,400	219,400	115			494,000	413,800	381,500	285,600
51	590,500	495,100	445,000	352,900	298,000	220,600	116			494,400	414,500	382,500	286,600
52	591,600	496,500	446,500	354,400	299,600	221,600	117			494,800	415,200	383,500	287,600
53	592,600	497,800	448,000	355,800	301,300	222,600	118			495,200	415,900	384,500	288,600
54	593,800	499,100	449,500	357,200	302,900	223,500	119			495,600	416,600	385,500	289,600
55	594,800	500,400	450,800	358,600	304,400	224,400	120			496,000	417,300	386,500	290,600
56	595,800	501,600	452,100	360,000	305,900	225,400	121			496,400	417,800		
57	596,800	502,900	453,400	361,400	308,100	226,200	122			496,800	418,500		
58	597,700	504,100	454,700	362,700	309,400	227,200	123			497,200	419,200		
59	598,600	505,300	456,000	364,000	310,800	228,200	124			497,600	419,900		
60	599,500	506,500	457,300	365,300	312,300	229,000	125			498,000	420,600		
61	600,400	507,600	458,400	366,600	313,800	230,000	126			498,400	421,300		
62	601,300	508,700	459,600	367,900	315,300	230,900	127			498,800	422,000		
63	602,100	509,800	460,800	369,200	316,900	231,800	128			499,200	422,700		
64	602,900	510,800	462,000	370,500	318,500	232,900	129			499,600	423,400		
65	603,700	511,800	463,100	371,600	320,000	233,800	130			500,000	424,100		